

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部改正予定

1 要旨

令和4年6月17日、刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日に施行することとなり、刑の種類のうち、懲役及び禁錮が拘禁刑に統一される等の改正がされることとなった。これに伴い、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（以下「環境整備条例」という。）に規定されている「懲役」、「禁錮」を「拘禁刑」に改める必要が生じたため条例の一部改正を行うもの。

2 改正点

環境整備条例第21条には、条例の各規定に違反した場合の罰則規定が定められており、改正の対象となる「懲役」を定めた条項は下記の新旧対照表のとおりである。

－ 新旧対照表 －		
改正対象	改正前	改正後
(罰則) 第21条第1項～3項	<p>第21条 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>第21条 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 (略)</p>

※環境整備条例には「禁錮」の規定はない。

3 スケジュール

時期	内容
令和6年9月	9月議会上程
令和7年6月1日	条例施行